

令和8年度健康づくり研修会支援事業 質問事項に対する回答書

No.	質問事項	回答
1	応募函書の正本1部・副本7部の提出について、副本にも定款、役員名簿、会社概要、納税証明書等の添付資料一式は必要ですか。	副本にも添付資料一式は必要です。なお、副本分の添付資料一式については写しでも問題ありません。
2	本事業の広報活動について、チャレンジ企業への周知は県が主体で行いますか。もしくは、受託事業者が主体的に営業活動を行う必要がありますか。	県ではホームページ及び健康づくりチャレンジ企業あてメールマガジンにて事業開始のPRを行います。受託事業者において、周知啓発物品を作成し、研修会等開催を募集するとともに、応募企業等からの問い合わせ対応、日程調整などの募集に関する取組を行っていただくことを期待しています。
3	本事業の事業実績について、令和6年度、令和7年度の「集合研修会」と「オンライン研修会」の各実施件数を教えてください。また、研修について実施内容（運動習慣の定着、食生活の改善等）ごとの実施件数を教えてください。	<p>令和7年度事業は3月末日をもって完了するため、事業実績は未確定です。また、令和6年度事業の各実施件数は、ハイブリッド形式で実施したケースもあり、お示しできませんが、多くの場合は集合形式で実施されています。</p> <p>なお、令和6年度の研修ごとの実施件数は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①運動習慣定着 23回 ②生活習慣改善 11回 ③食事改善 2回 ④カラダ測定会 37回 ⑤運動習慣定着＋生活習慣改善 11回 ⑥食生活改善＋生活習慣改善 1回

4	<p>健康づくりの専門スタッフについて、研修内容が「食生活の改善」である場合、講師は管理栄養士資格を有する者である必要はありますか。また、健康運動指導士等が、一般的な生活習慣改善の観点から食事内容に触れる形で研修を実施することはできますか。</p>	<p>研修テーマごとの専門スタッフの明確な規定は定めていませんが、受講企業と相談のうえ、支障ないようであれば実施可能です。なお、資格を有する者がいない場合、兵庫県協力団体との連携を図ることも可能です。</p>
5	<p>健康運動実践指導者は該当資格として講師派遣が可能ですか。また、ヨガやエクササイズ等の民間資格取得者を専門スタッフとして派遣することは可能ですか。</p>	<p>健康運動実践指導者は、健康運動指導士と同様に公益財団法人健康・体力づくり事業財団が認定する資格であり、該当資格として派遣可能と考えます。ヨガやエクササイズ等の民間資格は多岐にわたるため、本事業にかかる専門スタッフの資格取得者と同等の研修会を実施することが出来るのであれば、派遣可能と考えます。</p>
6	<p>専門スタッフについて、研修の講師は自社採用の従業員に限定されますか。もしくは、業務委託契約等により外部の専門資格者を講師として派遣することは可能ですか。</p>	<p>兵庫県協力団体と連携を図ることも可能であり、自社採用の従業員に限定されるものではありません。また、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、承認を得る等の所定の手続きを行ったうえで、第三者に再委託等を行うことは可能です。</p>
7	<p>研修前および研修後（1か月後）のアンケート調査について、所定の様式がありますか。</p>	<p>アンケートについては、今年度のアンケート様式をもとに、受託事業者と県で協議の上、決定する予定です。なお、事業のKPIである「週一回以上運動する人の割合」は必須とします。</p>